

カラスネット譲渡受領書

年 月 日

堺市長 殿

受領者 住 所
氏 名
電話番号

堺市カラスネットの譲渡に関する要領第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおりカラスネットを受領いたしました。

カラスネット受領後は同要領を遵守するとともに、当該カラスネットの使用に起因して、代表者及びその他の者に事故、損害等が生じた場合は、一切の責任を負うことを申し立てます。

記

1 受領カラスネット

カラスネット 枚

2 ごみステーションの所在地及び管理番号

所 在 地

管理番号

※遵守事項（堺市カラスネットの譲渡に関する要領第 8 条）

- (1) 生活ごみ・資源ごみの散乱防止以外の使用をしないこと。
- (2) 転貸、売却をしないこと。
- (3) 歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないこと。
- (4) ごみ収集後は利用する世帯の協力の下、速やかに片付けることとし、紛失、盗難、破損等のないように適正に管理を行うこと。
- (5) 維持補修等が生じた場合はその費用を負担すること。
- (6) 不要になった場合は、責任をもって処分すること。